

## 平成 27 年度精神障害者等雇用促進モデル事業（南関東ブロック）に係る企画書募集要領

### 1 総則

精神障害者等雇用促進モデル事業（南関東ブロック）に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

### 2 事業内容

精神障害者等雇用促進モデル事業の内容は、別添「平成 27 年度精神障害者等雇用促進モデル事業（南関東ブロック）企画競争仕様書」のとおりとする。

### 3 事業の委託期間

委託契約締結の日から平成 28 年 3 月 31 日まで

### 4 事業経費

本事業に係る経費は、5,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

### 5 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 平成 25・26・27 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一規格）の「役務の提供等」のうち役務の提供等「調査・研究」又は「その他」において「B」、「C」、「D」の等級に格付けされ「関東・甲信越地域」の競争参加資格を有している者であること。
- (5) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、参加資格における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

イ 企画書提出時において、過去 5 年間に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までには是正を完了しているものを除く。）

ロ 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この企画競争の企画書提出期限の直近 2 年間（⑤及び⑥については 2 保険年度）の保険料について滞納がないこ

と。

- ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険  
④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

注）各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

ニ 高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

ホ 過去 3 年間に於いて、上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

ヘ 過去 1 年間に於いて、東京労働局と締結した契約に違反した者、又は落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒んだ者等、東京労働局の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適正な者であると認められる者でないこと。

(6) 精神障害者等の雇用の経験やノウハウが十分ではないこと。具体的には、企画競争参加申込み時点において、常用雇用精神障害者数が原則として 10 人未満であること。

(7) 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 118 条の 3 第 5 号に規定される中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金を受給していない事業主であること。ただし、支給申請中である又は事業実施期間中に支給申請予定のものを含む。

## 6 企画競争に係る説明会の開催

### (1) 日時

平成 27 年 3 月 6 日（金）10:30～（11:30 終了予定）

### (2) 場所

千代田区九段南 1－2－1 九段第三合同庁舎 11 階

## 7 企画書募集に関する質問の受付及び回答

### (1) 受付先

東京労働局職業安定部職業対策課障害者雇用対策係 担当：小川・八戸

T E L : 03-3512-1664（内線 6067）

F A X : 03-3512-1566

### (2) 受付期間

平成 27 年 3 月 10 日（火）17:00 まで

### (3) 受付方法

FAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

(4) 回答

本要領を配布した者全員に対して FAX にて回答する。

8 企画書等の提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

- ① 企画競争参加申込書（参加資格を満たしていることを明記した誓約書。別紙1）
- ② 5参加資格（4）の確認に必要な資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写
- ③ 平成27年度精神障害者等雇用促進モデル事業に係る企画書
- ④ 経費内訳書（見積書）  
モデル事業を実施するために必要な経費の額（消費税及び地方消費税額を含む。）  
を記載した内訳書（記載方法については、別添の経費内訳書記載例を参照）
- ⑤ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙2）
- ⑥ 提出者の概要（会社概要等）が分かる資料

(2) 提出期限等

- ① 提出期限  
平成27年3月16日（月）12:00まで
- ② 企画書等の提出場所及び作成に関する問合せ先  
7（1）に同じ
- ③ 提出部数

ア	企画競争参加申込書	1部
イ	5参加資格（4）の確認に必要な資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写	1部
ウ	平成27年度精神障害者等雇用促進モデル事業に関する企画書	正1部、副7部
エ	経費内訳書（見積書）	正1部、副7部
オ	提出者の概要（団体名、所在地、設立目的、事業概要、組織、体制、設立時期等）が分かる資料	正1部、副7部
カ	暴力団等に該当しない旨の誓約書	1部
- ④ 提出方法 直接提出（持参）または郵送とする。
- ⑤ 提出に当たっての注意事項
  - ア 受付時間は、平日の10時から17時までとする。
  - イ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
  - ウ 提出された企画書等は、提出者に無断で使用しない。
  - エ 一者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。
  - オ 虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。
  - カ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。なお、提出者は

参加資格を確認する書類を求められた場合は、これに応じ提出しなければならない。

キ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

## 9 評価の実施

- (1) 支出負担行為担当官東京労働局総務部長の定めた基準に基づき、提出された企画書等について評価を行い、業務の目的に合致し、かつ評価の高い企画書等を提出した者を2者選定し、契約候補者とする。
- (2) 評価結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

## 10 契約の締結

評価結果通知後、双方で契約内容の確認をして、支出負担行為担当官東京労働局総務部長は、委託の申入れ等必要な手続きを行い、契約候補者から事業費の見積書を徴取し、内容の審査を十分に行って、契約を締結する。

## 11 その他

- (1) 企画書に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 提出された経費内訳書については、予算の範囲内で実施計画や市場価格を十分精査し、適正な価格となるよう調整することもあり得る。
- (3) 入札の無効
  - 8 (1) ④の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
- (4) 平成27年度予算が平成27年4月1日までに成立しなかった場合には、別途協議することとする。